

貨物自動車運送事業法施行規則及び関係通達の一部の改正案について

1. 背景

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）において、法第38条に基づく地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）は、貨物自動車運送事業者又は荷主から貨物自動車運送事業に関する苦情の申出があった場合には、法第39条第4号並びに第39条の2第1項及び第2項に基づき当該苦情について調査等を行うこととされている。

今般、荷主、物流事業者、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について抜本的・総合的な対策が必要であることから、令和6年5月15日に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号。以下「一部改正法」という。）」が公布された。改正後の法附則第1条の2第8項等により、地方実施機関は、上記調査等の結果、貨物自動車運送事業者に対する荷主の行為が違反原因行為（法附則第1条の2第1項に規定する「違反原因行為」をいう。以下同じ。）に該当すると疑うに足りる事実を把握した場合等には、国土交通大臣にその旨を通知することとなった。

また、一部改正法の附帯決議においても、地方実施機関を活用し、貨物自動車運送事業者からの情報収集や、荷主や元請事業者等の違反原因行為に係る調査等を補完する体制について、調査員証の発行などにより、強化、明確化を図ることが盛り込まれたところ。

これらを踏まえ、地方実施機関における調査等の実施体制を強化するため、貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）及び関係通達について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

- ① 法第39条第4号並びに第39条の2第1項及び第2項に基づき貨物自動車運送事業者等からの苦情について調査等を行う際には、地方実施機関は、当該調査等を行う職員を「適正化事業調査員（仮称）」として選任し、当該職員に対し、身分を示す証明書を交付する旨を規定することとする。
- ② その他所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 令和6年7月下旬
施 行： 令和6年8月1日